

（３）史的動向と中堀遺跡

次に、中堀遺跡の特色、ことに9世紀末から10世紀初頭にかけて、建物群の充実と豊富な物資、手工業生産の集結などが、火災によって壊滅してしまった事情について、A 武蔵国や周辺諸国で9世紀から10世紀にかけて起きた事件について、B 中堀遺跡の「私営田領主」的側面について考え、中堀遺跡を取り巻く史的状况や社会的役割を古代史の中に考察しておきたい。

A 平安時代の坂東で起きた事件

武蔵国を始めとした諸国の勅旨田の占定が、やや落ち着いた承和13年（846）年、武蔵国は、「所部曠遠にして盗賊阡に充つ」という状況を報告した（『日本文徳天皇実録』仁寿3年3月22日条）。その後も国府を離れた「曠遠」の地で「凶猾成党」して、「群盗満山」の状態となり、ついに貞観3年（861）11月、武蔵国は、郡ごとに検非違使を置くこととなる（『日本三代実録』11月16日条）。

ところが、郡内の勇敢の者を検非違使に抜擢したため、「凶猾成党」の輩と大差がなく、実際その活動を黙認せざるを得なくなった。この郡ごとの検非違使の設置後まもなく、武蔵国府（多摩郡）から遥かに離れた児玉郡の金佐奈神が、正六位上官社に列し（『日本三代実録』貞観4：862年6月4日条）、二ヶ月後に従五位下を授階された。国家が群盗に対して、検非違使の設置と金佐奈神の掌握という暴力的・精神的施策で対処したのである。

その後『日本三代実録』は、貞観9年（867）12月4日条に上総国、および同11年（869）3月22日条では、下総国へ郡ごとに検非違使が、設置されたことを伝える。坂東諸国では、こうした群盗（「反律令」的行動）に郡ごとの検非違使で、対抗していく先駆となったのである。

下総国では、貞観17年（875）に俘囚が蜂起し、官寺を襲い、武蔵・上野・下野・常陸を脅かす事件が発生した。下総国の俘囚は、嘉祥元年（848）にも反乱

を起こしたが、貞観17年の反乱の余波を受けた地域は、おそらく下総国府や火を放たれた国分寺の北に広がる、葛飾・相馬郡に隣接した諸国（武蔵国足立郡・埼玉郡・豊島郡・荏原郡・上野国邑楽郡・下野国都我郡・常陸国岡田郡（豊田郡）・猿島郡などの地域）であり、のちに平将門の乱を生み出した地域であった。

なお貞観17年の俘囚の反乱は、遠く離れた出羽の俘囚を刺激し、ついに元慶2年（878）、大規模かつ長期化した元慶の乱へと展開することとなる。

その後の大きな動きは、文献史上確認することはできないが、それは私戦であったり、国司や国家に直接関わらない在地内の衝突のためであろう。むしろ新たな火種は、在地で交通を掌握した「坂東諸国富豪之輩」から訪れた。

『類聚三代格』巻十八にみられる昌泰2年（899）の官符の「駄を以て物を運ぶ、その駄の出るところ皆掠奪により、山道の駄を盗んで海道に就き、海道の馬を掠して以て山道に赴く、ここに一疋の驚により百姓の命を害」した僦馬の党が、官物の掠奪などの「反律令的」行動に出た。そこで追捕に及んだが、国境を巧みに逃亡し、ついに「東国乱れる」という状況になり、鎮静は長期に及んだ。また下総国では、延喜9年（909）に国守藤原景行が、下総国の「争乱」を伝えるという状況となった。

群党蜂起に前後して、寛平2年（890）、桓武天皇の孫の平高望が、上総介として赴任したのち、彼の子の平国香（常陸）・平良文（武蔵）・平良兼（上総）・平良持（下総）は、関東各地の国司に任じられ、在任中に地縁・血縁（「因縁」）を結び、強大な軍事・経済ネットワークを形成した。戸田芳実氏は、彼らを「群党蜂起制圧のために東国に配置された辺境軍事貴族」と評した。

一方、西国では、9世紀後半に在地の勢力（郡領）や前任国司によって、対馬島（天安元年：857）・丹波国（元慶3年：879）・筑後国（元慶7年：883）・石見国（元慶8年：884）・安芸国（延喜4：904）で

国司襲撃事件が発生した。

やや遅れて坂東でも延喜15年(915)に上野国介藤原厚載が、「部内百姓」の上毛野基宗・貞並等によって射殺され、犯罪に関わった3名が、武蔵国で捕縛されると云う事件が起きた。基宗・貞並は、前の畿馬の党の逃走経路と共通し、上野国と交通の活発だった武蔵国、おそらく北武蔵へ逃れたのである。なおこの事件は、在庁官人筆頭、大掾の藤原連江であった。

同年、下野国では、藤原秀郷の一族の藤原兼有・高郷・与貞等十八人が、配流となる事件を起こした。

このやや後、延喜19年(919)に武蔵国でも前権介源任が、就任中の不正の発覚を恐れてか、官物を運び去り、官舎に放火、国府を襲撃するという挙に出た。国府には、国守高向利春がおり、これを攻撃しようとしたのである(『大日本史料』第一編之五 延喜19年5月23日条、『扶桑略記』第二四)。

保立道久氏によると、源任は、武蔵国守源仕に近い人物で、権介の任を解かれて以降も、武蔵国に「留住」した「前司留住」であった(保立1988)。一方の高向利春は、のちに勅旨牧となる朱雀院の秩父牧の牧司を勤めたこれも「留住」であった。

同じく「留住」の村岡五郎平良文は、箕田源氏の祖となる源充と私戦を行ったと語り継がれた。(『今昔物語集』巻25第3話)。

下野国では、以前に騒動を起こした藤原秀郷が、延長7年(915)には、「乱行」を欲しいままにした。そのため下野国府は、近隣諸国の「人兵」を動員する官符を政府に請い、これを鎮圧した。諸国の「人兵」は、形こそ異なるが、国府の健児所が管轄した国衙兵や私兵など、律令軍制外に熟成してきた軍事力を推定させるという(石井1969)。

諸国の兵士は、備前国府から海賊の横行の報告を受けた政府が、承平4年(934)に、兵庫允在原相安の率いる「諸家の兵士、並びに武蔵の兵士」が、海賊追捕を任命されるまでに成長する。

その後、承平5年(935)年、「留住」の近親間の私戦の激化から平将門の乱が勃発する。天慶2年(939)

には、将門が武蔵国へ介入し、鹿島浪人の藤原玄明とともに常陸国府を襲撃、ついに国家との対立へと発展した。この乱は翌年、藤原秀郷・平貞盛軍に撃破され、将門が憤死したことで集結をみた。

平将門の乱は、あまりにも有名でその研究の成果は膨大である。本章との関わりについて云えば、その戦術が、焦土壊滅戦であったことである。『将門記』によると、将門は、前常陸国大掾源護の同党に対して、「野本・石田・大串・取木の宅より始めて、与力の人の小宅に至るまで、皆悉く焼き巡り(中略)また筑波・真壁・新治三ヶ郡の伴類の舎宅五百余家、焼き掃われる」と、兵力の削減よりも、源護や彼の与力・伴類の者の家産・動産を壊滅する作戦であった。将門の死後、同様に彼の与力・伴類の舎宅が焼き払われた。

焦土戦は、平安時代の戦闘方法として、常套手段であったのであり、遺構を通じて別章で検討したように、中堀遺跡の焼土層の形成も、同様の理由によるものと考えたい。

B 私営田領主と中堀遺跡

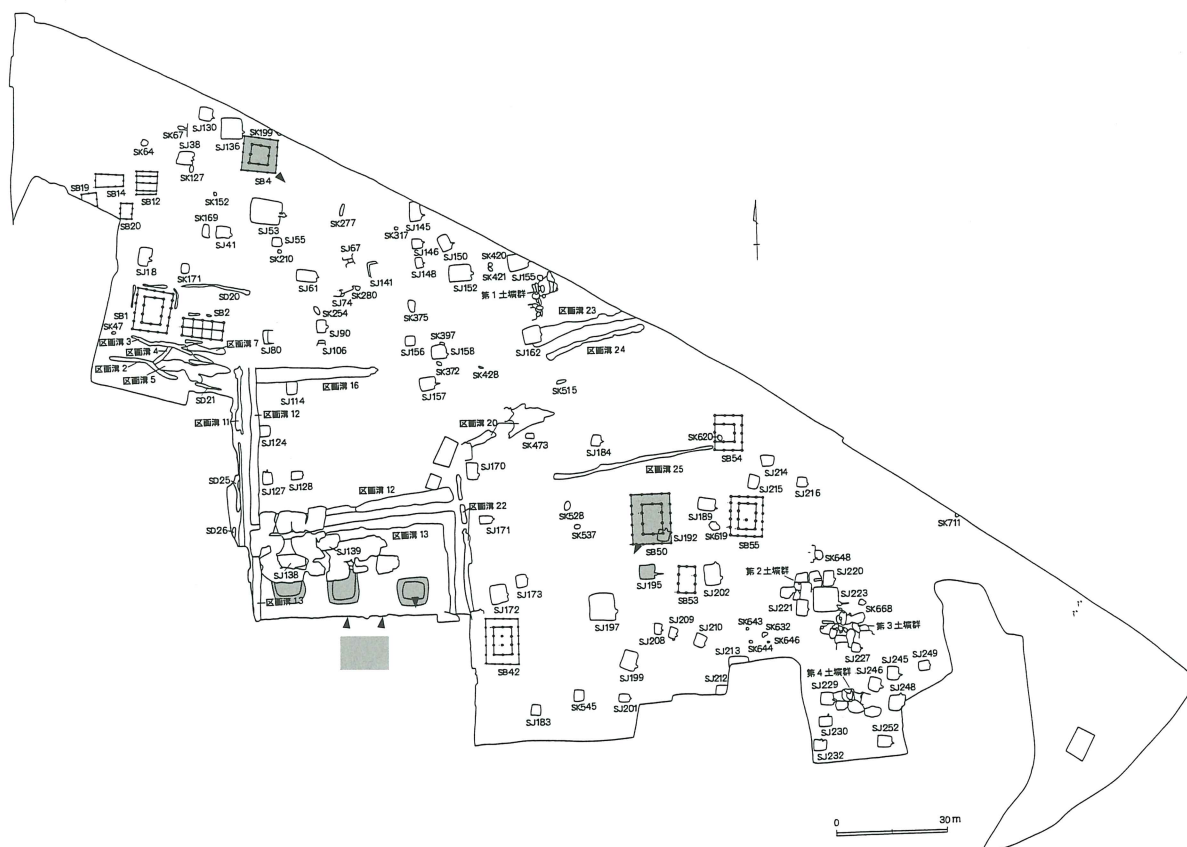
つぎに『将門記』が記す、将門の「私営田領主」の側面と、中堀遺跡の特徴を比較しておきたい。

石母田正氏の提唱した「私営田領主」論(石母田1956)は、その後さまざまな人々の検証を経て今日に至る。その詳しい研究史を、この場で述べる余裕はないが、藤原実遠・平将門・神奈備種松の経営の特色から、中堀遺跡の性格を考察してみたい。

長く平将門研究に携わられた福田豊彦氏は、私営田領主(平将門)の「兵」の軍事力構成について「子弟・従類」と「伴類」から分析した。福田氏は「子弟・従類」は、「家父長権に属する私的隷属者」とし、「伴類」は、「私営田領主と機能によって結びつく自営的農民」とした(福田1995)。

その上で私営田領主は、営田を経営するために現地管理施設「舎宅」を各地に置き、子弟や従類を管理人としていたとする。舎宅には、家と倉があり、営田を経営するための手工業が行われ、その周囲には、子弟・

第1012図 焼失した建物（網）の分布（第V期）矢印は倒壊方向



預・小人などの「小宅」があり、農業経営の機動力である馬・牛を補給した牧もあった。将門の「石井」の舎宅は、「営所」と呼ばれ、城塞の機能を兼ねていたという。

「石井の営所」には、『将門記』に「兵具置所」や「夜遁所」「東西の馬打」「南北の出入」などが記され、兵庫・寝殿・馬屋や区画施設と南北の門の存在を推定させる。ここで注意すべきは、石井の営所が、営田経営の平時の拠点として、描かれたのではないことである。

一方、伴類は、手工業的に補完関係を保つ自由民で、沼沢地の漁民や山林の炭焼きなど、営所以外の場で行われる手工業製品を、営所へ納入することで結びついていた。その代表、子春丸は、平貞盛の田屋である常陸国石田庄と「因縁」をもちながらも、将門の営所へ炭を納入し、駆使・宿衛の役を担ったという。

ところで私営田領主は、一個の強い人格で独立した経営体を形成したのではなく、中央の権門・寺社と強

力に結び付き続けることで、私営田領主足り得た。将門の場合は、高望王の孫という「貴種」と、大結馬牧の現地管理者（被官）を勤め、年来の「私君」である藤原忠平と結び付くことで、下総国の豊田・猿島郡のわずかに二郡に営田を確保しただけであった。

ところで『宇津保物語』吹上 に登場する神奈備種松の屋敷は、対照的である。もとより種松は、架空の人物であるが、紀伊国の掾種松は、権門と姻戚関係を結び、牟婁郡に「家」を構える。『絵解』は、種松の家の廻りに二十町ばかりの営田を示す。家の廻りは、四面八丁に築地を築き、その築地に沿って、檜皮葺きの倉を四十棟づつ四面に巡らし、合計百六十棟の倉には、「北方の御私物、綾、錦、絹、綿、絲、縑」などの繊維製品が収納されていた。

家の生業・養蚕等の事務は、「政所」で多数の家司・預が諸々定めていた。政所には、炭焼き・木樵りなど、家の敷地外に生産拠点をもちつものもいた。鵜飼や鷹飼・網結などが、食料を調達・提供し、食事は、政所に付

属した厨房で調理され、給食を司る男が食事を「かねの器」に盛りつける。御厩が、東西にあり、鷹屋・牛屋が置かれていた。また二十石入りの釜で使用人の飯を炊く大炊殿や、主人のための御炊は、別に置かれていた。酒殿で十石入りの壺が、二十個据え置かれ、酒や酢・醬・漬物が作られていた。

「作物所、鋳物師所、鍛冶屋、織物所、染所、搗物所、張物所、縫物所、絲所」等では、手工業製品が生産されていた。木・金属加工部門では、貴族が嗜好する様々な器物を生産するが、種松の「家」の生産の主力は、繊維生産であった。ことに原料の生産から糸への紡績、染め、織り、縫い、張り、打ちなどの繊維加工生産を一括し、しかも加工段階別に生産を行う体制であった。そして各「所」は、別当一子（「男の子」「女の子」）で編成されていた。

種松は、寝殿、「ぬしいまそかり」の正殿（北の方）に常駐し、また吹上の宮の周りには、「林の院」や「渚の院」という「千塔の堂舎数々」が作られ、西方浄土のようであったという。

このように種松は、国司の一員であり、姻戚関係によって権門と結びつき、繊維製品の原料から加工までを掌握し、膨大な動産を所有した人物として描かれた。そしてその「家」は、「所」という職掌別のまとまりによって、構成されていた。

浅香年木氏は、種松の「家」の生産品目に、貴族の嗜好品が圧倒的に多いことから、平安京内の内匠寮や貴族の家産工房に対比され、地方豪族の経営する工房としては、似つかわしくないとした（浅香1971）。たしかに平安末期の摂政・関白であった藤原忠実の家には、政所・蔵人所・小舎人所・御隨身所・侍所・行事所・御統所・主殿所・御台盤所・御厩・修理所（木工工房）・作物所（金工工房）・御服所（繊維工房）・膳所・納殿・贄所・御倉町（家具・什器工房）があり（『執政所抄』による）、貴族の要求した奢侈品を生産していた。

ただしここで確認しておくことは、種松にしても将門にしても、「家」や「営所」に主人の居宅や執務機

関、あるいは使用人の居宅や工房等が、複数の「所」や堀や築地で囲まれた「院」で編成されていたことである。しかも「家」や「営所」の外には、広大な耕地（営田）が営まれ、さらに営田は、国内の各所に点在し、管理施設は、舎宅と呼ばれていたのである。

石母田正氏が、『中世的世界の形成』の中であげられた藤原清廉・実遠親子の伊賀国内に営んだ4郡28ヶ所の営田の場合は、「田屋」が置かれ、現地経営の拠点とされた。

けれどもこのような特色を持った、私営田領主・富豪層・田堵・土豪等と呼ばれる彼らに、考古学上の資料から接近した研究は、必ずしも多くはなかった。それはこれまで、一般の集落遺跡と異なる奢侈的な遺物や、整然とした掘立柱建物跡群が発見されると、国府か郡家、あるいはその下部機構かと云う、古代の地方行政のシステムや寺院といった特殊機関をその性格として付与することで、満足していたためである。

ことに古代の地方行政のシステムが変貌した平安時代、未墾地の開発や荒廃田の再開発、動産の集積や流通の活性化に伴って、奈良時代とは異なる新たな負担体系と、郡領以外の開発推進者の登場によって、従来の考古学上の遺跡の枠組みでは、とらえきれない遺跡が出現したと考えられる。そのひとつが、中堀遺跡なのである。

C 区画施設をもつ遺跡と中堀遺跡

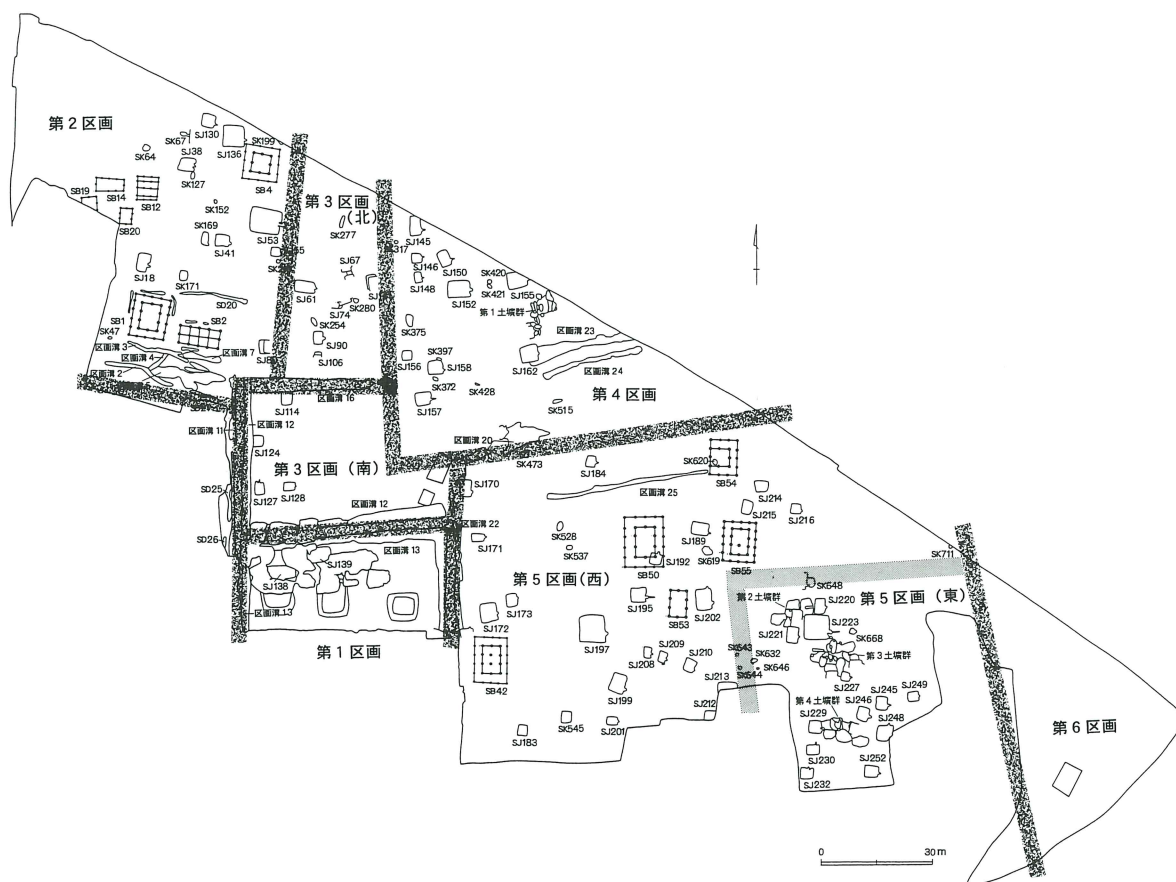
1 中堀遺跡の復元

繰り返すこととなるが、中堀遺跡は、灰釉陶器・緑釉陶器・白磁・須恵器大甕など、奢侈品から日常物資に至る様々な動産を豊富に所有し、遺跡内は区画溝や柵列によって、各区画に分割されていた。ことに大きな火災に見舞われた第Ⅴ期は、中堀遺跡が最も充実した時期であり、この段階にみられる遺跡の構成を復元しておきたい。

第Ⅴ期の遺構は、「遺構の変遷」でみたように、区画溝と遺構のまとまりから6つの区画に分割できる。

第1区画 土取り部に鬼瓦を葺せた未知の瓦葺き

第1013図 区画とその性格（第V期）



建物と、3棟の小形の平地建物、2軒の工房（細長方形の竪穴式住居跡）からなる。四周は、区画溝で区画されていた。築地塀や柵列は、当初から存在していなかったようである。この点から周囲を何らかの施設で囲んだ「院」と解釈できる。

また瓦葺き建物である点と、多量の灯明用とした土師器坏が出土したことから、寺院（寺）の一角と解釈しておく。ただし積極的に寺院を表す伽藍配置や、仏具・塑像などの出土はみられなかった。仏具とすれば、鉄鉢模倣形土器が出土した程度である。

第2区画 区画の南に寄って三間四面屋の掘立柱建物跡と、四間屋の掘立柱建物跡が、L字形に配置され、南面に池状の窪みがみられる。四間屋は、床束を確認し、この建物が、池や寺院などを眺める格好の位置に配置されていた。そしてこの建物の北側には、二間四面堂があり、大量の食器が保管されていた。

その食器の一部には、「南」「平」などの墨書がみら

れた。またここに収納された土器の一部には、灯明器として使用された土師器の坏も含まれていた。さらにこの区画には、大形の竪穴式住居があり、カマドも一般の竪穴式住居よりも大形であった。漆紙文書の出土した住居跡も近い。しかもこの区画の中央では、地鎮遺構も確認した。また馬の骨・歯の出土も集中し、北西の小形掘立柱建物跡の一部は、厩舎の可能性も考えられる。

出土遺物も緑釉陶器や白磁など、国府や平安京など以外に、出土の稀な遺物が集中して出土した。ことに金付着土器は、紺地金泥経や絵画などの金泥の原料である金粉を作った器として、この区画の住人を推定させるに足る遺物である。

この区画のうち三間四面屋を寝殿、四間屋を客殿としておく。また二間四面堂を土器以外の収納物の存在した可能性も含めて収納施設、大形の竪穴式住居を大量の土器を使用する際の厨房（大炊殿）と解釈してお

く。さらに奢侈的な出土遺物から、国府の国司や平安京の住人と、きわめて近い人物の消費形態が推定できよう。しかも地方の集落遺跡には、見出し難い地鎮遺構などは、都市生活者の片鱗すら伺わせる遺構である。

第3区画 第2区画に北に広がる区画で、中央部を区画溝（道）で二分される。小形の住居跡を多数確認し、掘立柱建物跡はみられなかった。竪穴式住居跡の規模に大差はなく、平安時代前期の特色をよく示す。ただし灰釉陶器の保有率は、他の北武蔵における該期の集落遺跡にみられる竪穴式住居の出土量と、比較にならないくらい多い。

また鉄製品の出土も多く、鉄器を多量に出土した住居跡も確認できた。鍛冶炉は、住居跡の集中する地点では少なかったが、区画溝内や第2区画との間には、鍛冶炉を数ヶ所確認できた。連続した廃棄土壌（土壌群）の存在は、いわゆる官衙遺跡のそれと共通する。

この区画は、出土した遺物や遺構の特色から遺跡内でも上位の人々は想定できず、一般の集落の構成員が、集住した形態に近い。ここでは、中堀遺跡の経営（開発）に直接従事した人々の居住区と理解したい。

第4区画 第2区画の北西に広がる一角で、第2区画との境は判然としない。無遺構帯が存在することで、区画されていたと理解したい。また南は、第5区画との間に無遺構帯が存在し、柵列も東西に数列走る。

内部は、竪穴式住居跡とやや小形の掘立柱建物跡で構成され、鍛冶工房や大甕埋設遺構がみられた。ただし竪穴式住居跡の数はやや少ない。この小形の掘立柱建物跡を居住用とも考えられるが、この区画は、作業重視の区画と位置づけておきたい。また硯の出土は、作業管理棟的な建物の存在も裏付けていよう。

第5区画 第4区画の南、第1区画の東に広がる区画で、大形・小形の掘立柱建物跡や竪穴式住居跡の広がる区画である。区画内の西と東では、遺構の性格が異なる。すなわち西側は、掘立柱建物跡が多いのに対し、東側は、掘立柱建物跡が、ほとんどみられない。ただし両者の境に、明瞭な区画施設は存在しなかった。

第5区画の東側は、第3区画と同様な性格を予測さ

せる。一方西側は、他の区画と異なり、掘立柱建物跡と竪穴式住居が混在する形態である。ことにこれまで関東地方で四面屋が調査されると、「村落内寺院」という名称を冠し、仏堂として内部に仏教的施設、例えば仏像や仏具の収納されていた姿を推定されていたが、第3区画で確認した第50・54号掘立柱建物跡は、仏堂的イメージを変える発見であった。

それは大甕埋設遺構が、身舎の中に作られていたこと、多量の長頸壺を始めとする貯蔵具や灰釉陶器が出土したこと、土錘（漁網）までもが、この掘立柱建物跡から出土したことからこの三間四面屋が、その一部に収納の機能を備えた建物であったことを物語っている。だからこそ、動産の壊滅を狙い、火を放たれたのである。

一方、第1区画に隣接した第40号掘立柱建物跡は、床束を確認した建物で、柱穴の彫り込みも比較的浅く、他の四面屋と比較すると、やや小形の建物であった。当初は、第1区画の区画溝に隣接することから東門と考えたが、底柱穴や床束穴を確認したことで考えを改めた。この建物は仏堂とも考えられる。

また大形の掘立柱建物跡の周囲には、小形の掘立柱建物跡が、数棟整然とみられ（見方によっては官衙的な配列）、大形の竪穴式住居もみられた。しかし第2区画のような奢侈品は出土せず、大量の灰釉陶器が出土したに過ぎない。

以上から掘立柱建物跡の一部に、居住性を伺いつつも、第5区画は、区画内の全体の構成から実務的な要素と収納的な要素が混在し、また竪穴式住居は、これらの掘立柱建物跡群の厨家と理解することで、実態は不可解ながらも「政所」的な要素をもっていたといえようか。

第6区画 最東端部の区画で、数軒の竪穴式住居から構成される。第6区画は、御陣場川の旧流路に隣接し、対岸に、須恵器の大甕が出土した耕安地遺跡がある。御陣場川の流路を利用し、物資の搬入出をした場といえようか。

本文中にも述べたが発掘調査区外にも、この区画施

設の広がりが予測される。とくに地藏堂の周辺では、瓦を採集したことから、瓦葺き建物が予測できる。ただし関越自動車道の調査では、区画施設を確認することはできなかった。

このように中堀遺跡は、区画ごとに使用目的が異なり、まさに将門の営所や種松の家の「所」や「院」の構成とよく合致していた。すなわち第1区画＝寺院、第2区画＝居宅、第3区画＝使用人の住居群、第4区画＝工房群、第5区画＝政所、第6区画＝船着き場と推定しておく。

さらに中堀遺跡の、調査区外に予測できる遺構・遺物は、A、収穫物を保管・貯蔵する倉庫、あるいは倉庫群。B、中堀遺跡を支える水田や畠などの耕地。C、紡錘車の出土にみる紡績部門の生産。D、炭焼き・窯業製品などの原材料の調達地の生産。等をあげることができる。

(A) 倉庫群 平安時代の倉庫は、奈良時代の郡家に付属した正倉院のように、正税を一括管理する方式ではなく、各集落ごとの屋が借貸(郷倉)されるようになった。備蓄よりも運用(出挙)を目的とするならば、巨大な倉院は望めず、むしろ屋の林立する景観であろうか。中堀遺跡を勅旨田との関わるならば、開発料に、正税が充てられた。この開発料を在地(中堀遺跡内)で一時保管した倉庫が、存在した可能性は比定できまい。

(B) 耕地 中堀遺跡を支えた水田や畑などの耕地は、西側に広がる条里地割を推定しておく。ただし遺構は未調査で、いつ開発されたのか不明である。しかし神流川から烏川の氾濫原を臨む台地上に、古墳時代後期から奈良時代にかけての遺跡が立地していたことからすると、中堀遺跡の西側に広がる条里地割の開発は、平安時代以降である可能性が高い。ことにその中央を条里地割に沿って流れる小川は、「庄」とかかる地名であり、開発の時期の新しさを推定させる。

(C) 紡績生産 他の遺跡に比較して、中堀遺跡は石製紡錘車の少なさが目立つ。それには三つの理由を想定できる。第一は、紡績段階は一般集落で行われ、

繊維製品としての織成や染色、縫製等の加工段階を中堀遺跡が担ったため。第二は、中堀遺跡の調査区外に紡績段階の区画があって、そこで集中して生産されていたため。そして第三に中堀遺跡の経営に繊維にかかる生産は関与しなかったとすることである。

第三の考えは、最も動産として蓄積の可能な製品に対して、東国の繊維生産の状況から、全く繊維生産に関与しなかったとは考えられない。むしろ一括生産によって、中堀遺跡に「寄作」した人々の税負担を代納することで、より多くの労働力を集約できたであろうから、おそらく第一か第二の状況を仮定しておく。

(D) 炭焼き・窯業生産 さらに現地のみで生産可能な炭焼きや窯業、あるいは馬牧などは、中堀遺跡外の丘陵地帯に依存していたと考えられる。しかもこれらは、令制下の郡や国という枠組みを越え流通していたらしい。『将門記』の子春丸の動向、郡や国あるいは私営田領主間を需要に応じて、物品を納入した状況と共通する流通形態であった。

以上、中堀遺跡は、調査区内外の条件を総合すると、私営田領主の「家」や「営所」と一致する点が少なくなく、「所」や「院」として遺跡内が把握されていた可能性が高い。また第2区画にみる奢侈品の出土は、王臣社寺や権門との直接の結びつきが示唆できる。当時彼らが、直接の所有権を行使できるのは「庄」であった。

東国の庄園は、8世紀後半に畿内近国や北陸・瀬戸内に展開した東大寺庄園とは異なり、9世紀前葉にその初源をもつ第2次初期庄園であった。その構成は、勅旨田・後院田・親王賜田など王家の家産を支える庄園、伴善男の没官領や、貞観寺へ右大臣藤原良相が施入したことによって知られる400町に上る貴族の庄園(『平安遺文』160号)。

さらに東大寺より遅れて成立した西大寺や安祥寺・貞観寺などの寺社庄園、高望王のように国司在任中に任国に「因縁」をもち留住し、自ら私営田領主となり庄園を経営した場合もあった。ここで勅旨田と中堀遺跡の関わりについて検討しておく。